

[別紙1]

## 地域猫活動モデル事業(飼養管理支援)補助金の 事務手続きについて

**【注意】この補助金の申請ができるのは、以下の条件を満たす地域住民集団です。**

○事前に、居住する地域を管轄する市町村に地域猫活動モデル事業(繁殖制限措置)補助金の申請を提出し、市町村から交付決定を受けていること。

(補助対象となる所有者のいない猫は、地域猫活動モデル事業(繁殖制限措置)を申請し、不妊去勢手術済みもしくは不妊去勢手術を受ける予定の猫です。)

### 1. 交付申請書兼実績報告書提出 (別に定める日)

○交付申請書兼実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

※この補助金(交付金)においては、着手届、完了届の提出は必要ありません。

**【事業を変更・中止・廃止したい場合】**

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### クラウドファンディングによる寄附金募集

**【注意】**本補助金は、県が主体となって実施するクラウドファンディングを活用した鳥取県ふるさと納税の寄附金を原資としています。

※寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料を県に提供してください。

### 2. 交付決定及び交付額確定通知到着 (交付申請期限終了から原則20日以内)

#### ◎補助金の支払い

交付申請書兼実績報告書提出後、県で書類審査を行います。

クラウドファンディングにより収納した寄附金額に応じて地域猫1頭当たりの補助金額を算出し、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7877 kurashi@pref.tottori.lg.jp